

里地里山保全・活用検討会議開催要綱

(目的)

第1条 全国の里地里山の自律的な保全再生に資することを目的に、生物多様性のみならずその他の多様な観点から里地里山の保全・再生の取組の調査・分析を行うとともに、里地里山の自然資源の新たな利活用方策及び多様な主体の参加促進方策等について検討するため、里地里山保全・活用検討会議（以下「会議」という。）を開催する。

(会務)

第2条 会議は次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 里地里山の保全・再生の取組や施策の調査・分析に関する事項
- (2) 里地里山の自然資源の新たな利活用方策に関する事項
- (3) 多様な主体の参加促進方策に関する事項
- (4) その他、第1条の目的を達成するために必要と認められる事項

(会議の構成等)

第3条 会議は、別表に掲げる委員をもって構成する。

- 2 委員は、第7条に規定する事務局が委嘱する。
- 3 委員の任期は1年とする。なお、平成20年度においては、委嘱の日から平成21年3月24日までとする。
- 4 委員の再任は妨げない。

(座長及び座長代理)

第4条 会議に座長を置き、委員の互選により定める。

- 2 座長は、会議を代表し、会務を掌理する。
- 3 座長に事故あるとき、または座長が欠けたときは、座長があらかじめ指名した委員が、その職務を代行する。

(会議)

第5条 会議は必要に応じて座長が招集する。

- 2 座長は、会議の議事を進行し、会議の運営上必要があると認める場合には、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

(議事の公開)

第6条 会議の議事は原則として公開とし、議事についてはその要旨を公開することとする。ただし、希少種の分布情報に係る議事の検討を行う場合の他、座長が必要と認める場合は非公開とする。

(事務局)

第7条 会議に事務局を置く。

- 2 会議の庶務は、事務局において処理する。
- 3 事務局は環境省自然環境局が務めることとするが、第1条の目的を達成するために環境省が発注した業務を受託した者がこれを行うことができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年11月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年2月9日から施行する。